

第三管区海上保安本部長より「濃霧による狭視界時の海難防止について」お知らせ

このたび、第三管区海上保安本部長より、これから霧の発生しやすい季節を迎えるに当たり狭視界時の衝突等の発生防止、安全運航のための基本的な遵守事項について通達がありましたのでこの段お知らせ致します。

平成20年4月23日
全国海運組合連合会



三交安第10号

平成20年4月18日

全国海運組合連合会 会長 殿

第三管区海上保安本部長



濃霧による狭視界時の海難防止について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当庁が行っております海難防止のための航行安全対策について、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝いたします。

さて、平成19年中に当管内において発生した視程1,000メートル以下の狭視界時における海難を見ますと、衝突海難が5件(10隻)、乗揚げ海難が2件(2隻)発生しており、いずれの海難も昨年に比べ減少しているところです。

しかしながら、発生原因を分析してみますと、狭視界時となっているにもかかわらず減速航行や見張りを強化するなどの安全運航のための基本的事項を励行していないなど、例年と同じく、人為的な運航の過誤によるものがそのほとんどを占めており、これから霧の発生しやすい季節を迎えるにあたり、狭視界時の衝突等の海難の発生が懸念されるところです。

このため、海難防止講習会、訪船指導及び現場指導等あらゆる機会をとらえ、海事関係者に対し、海難防止指導を強化するとともに、東京湾海上交通センターからのきめ細かな情報提供や霧通報による情報提供を講じることとしておりますので、皆様方におかれましても、傘下の船舶乗組員等関係者の方々に、特に下記の安全運航のための基本的な事項の遵守につきまして、周知、指導していただくとともに、海上衝突予防法に定められた航法や関係法令の遵守につきまして、海陸一体となって取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 気象海象を早期に把握し、十分余裕のある航海計画の立案に努めること。
- 2 深夜の時間帯に運航する場合は、周囲の状況及び他船の状況に細心の注意を払うこと。
- 3 狭視界時においては、状況に応じた適切な見張りを励行すること。
特に、レーダー、AIS(船舶自動識別装置)等を有効かつ適切に利用すること。また、状況に応じ、適切な見張り員の配置を行うこと。

- 4 状況に応じた安全な速力で航行すること。
- 5 十分余裕のある時期に適切な避航動作の実施及び相手船が十分遠ざかるまで他船動静の連続的な監視を行うこと。
- 6 船長は、船橋当直者に対し、自船の周辺海域が狭視界となった際の報告の徹底を図ること。
- 7 海上保安庁が提供する霧通報、M I C Sを有効に活用すること。